

都道府県本部の設置・運営規則

2014年1月26日全国協議会で可決
最終改定 2015年7月26日
緑の党グリーンズジャパン規則第6号

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第10条に基づき設置された都道府県本部が効果的に運営され、都道府県単位で党内外の活動を強化するために必要な事項を定めることを目的とします。

(複数都道府県本部)

第2条 規約第10条で規定する、複数都道府県本部については、以下の条件を満たす事とします。

- (1) 複数の衆議院選挙比例選挙ブロックの範囲にわたらないこと
- (2) 府県単位を分割しないこと
- (3) 関係する府県の会員が合意していること

(都道府県本部規約の制定)

第3条 各都道府県本部は、この運営規則に基づき都道府県本部規約を制定し、適正に運営します。

(名称)

第4条 都道府県本部の名称は、緑の党グリーンズジャパン「都道府県名」+本部（英語名：Greens Japan 「都道府県名」 Branch）で表すものとします。ただし第2条に規定する複数都道府県本部については、都道府県に代わる名称を運営委員会と協議し決定します。

(役員)

第5条 次の役員をおきます。

- 2 運営委員 4名以上（内2名を共同代表、1名を会計責任者、1名を会計責任者の職務代行者とする）
- 3 監査委員 1名以上

(役員を選出および任期)

第6条 役員は都道府県本部総会において選出します。

- 2 役員任期は原則2年としますが、各都道府県本部規約にて1年と規定することも可能です。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第7条 共同代表は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集します。

- 2 共同代表は、必要に応じ運営委員会を招集します。

(経費)

第8条 都道府県本部の経費は、寄附金その他の収入をもって当てます。

(会計年度及び会計監査)

第9条 都道府県本部の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

- 2 会計責任者は、都道府県本部の経理につき年1回監査委員による監査を受け、その監査意見書を付して都道府県本部総会に報告します。

(規約の改廃)

第10条 都道府県本部規約の改廃は、都道府県本部総会において決定することとします。

附則

この規則は、2014年2月9日から施行します。

2. この規則は、2014年11月16日から施行します。
3. この規則は、2015年7月26日から施行します。